

財 関 第 1596 号  
平成 30 年 11 月 30 日

(各) 税関長 殿  
沖縄地区税関長 殿

関税局長 中江 元哉

### 関税法基本通達等の一部改正について

農薬取締法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 53 号）の施行等に伴い、関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）等の一部を下記のとおり改正し、平成 30 年 12 月 1 日（ただし、下記第 3 については、平成 31 年 1 月 1 日）から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

#### 記

第 1 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙 1 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 2 農薬取締法に基づく農薬の輸入通関の際における取扱いについて（平成 16 年 3 月 26 日財関第 330 号）の一部を次のように改正する。

別紙 2 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 3 医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律又は毒物及び劇物取締法に係る医薬品等又は毒劇物の通関の際における取扱いについて（平成 27 年 12 月 21 日財関第 1361 号）の一部を次のように改正する。

別紙 3 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。